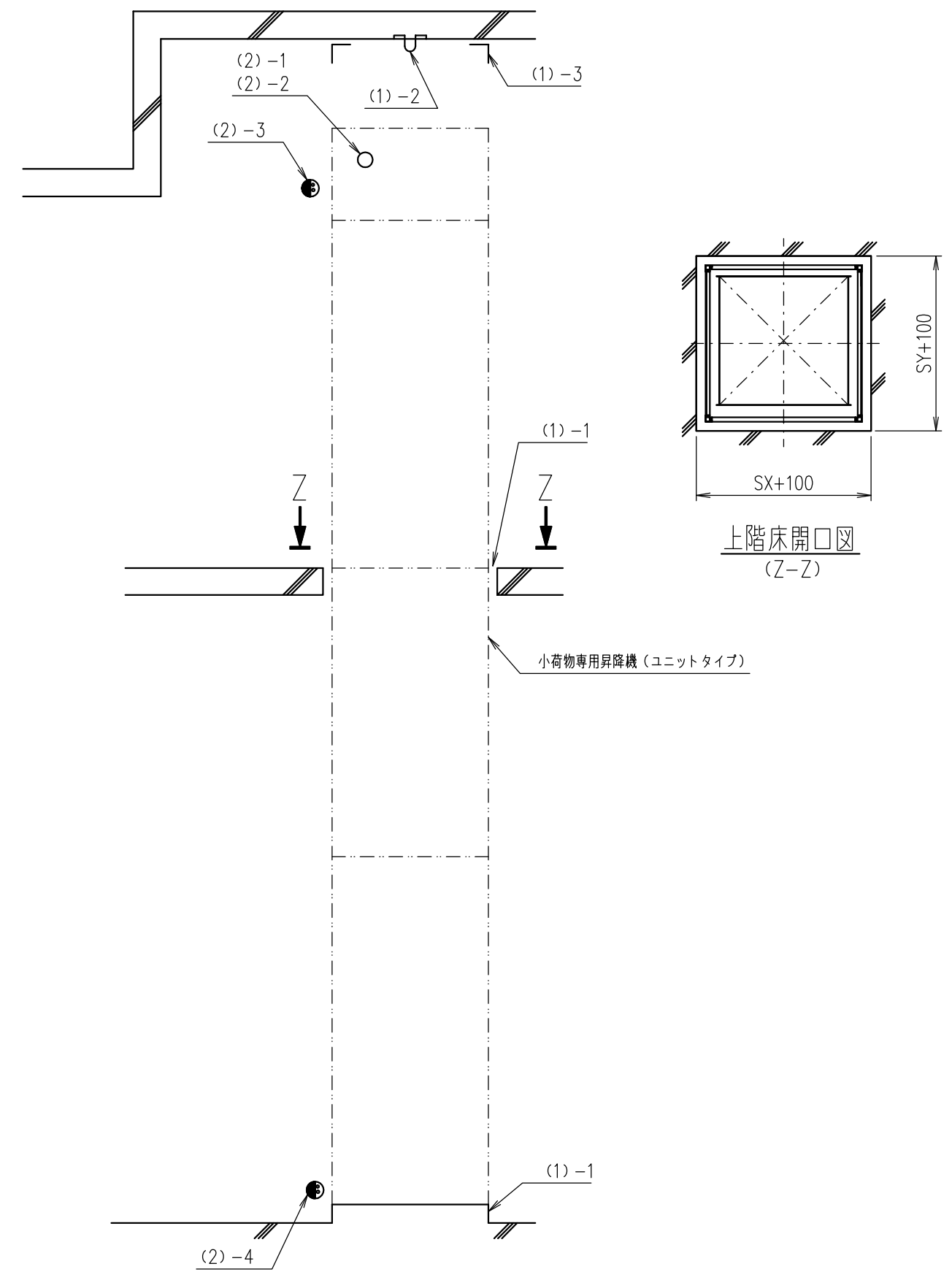


1 2 3 4 5 6 7 8



【別 途 工 事】

(1) 建築工事

No.	工 事 内 容	図 解
1	最下階床土台築造と仕上げおよび上階床穴開けと埋め戻し工事	上階床穴明は各据付図に依る
2	昇降路最上部吊りフック (荷重10kN以上) の取付工事	(本図)
3	塔頂部の固定用部材の取付工事	(本図)

(2) 電気工事

No.	工 事 内 容	図 解
1	機械室制御盤位置までのAC200V3相電源引込工事および一次側端子への接続工事	制御盤位置は各据付図に依る
2	機械室制御盤位置までのD種接地線挿入工事および一次側端子への接続工事	制御盤位置は各据付図に依る
3	機械室またはその付近に点検用照明およびコンセント設置工事	(本図)
4	昇降路下部またはその付近に照明用コンセント設置工事	(本図)

(3) その他

No.	工 事 内 容
1	電源電圧の変動は+5%から-5%以内・電圧不均衡率5%以内に保つよう電源を設置してください
2	機械室と昇降路内温度は5~40℃、湿度は月平均90%・日平均95%を超えないようにしてください
3	機械室と昇降路は有害ガスや基だしい塵埃などが入らないようにしてください
4	配線用ブレーカーに漏電ブレーカーを使用する場合には、感度電流100mA以上をお願いします
5	昇降路内にはリョーデンリフト以外の配線・配管は設備しないでください。 但し、昇降機に必要な設備外であっても、光ファイバケーブル (電気導体を組み込んだものを除く) は、平成17年6月1日「国土交通省告示第570号」で、設置することが認められています。
6	ピット下部を居室、通路等に使用する場合は、当該部分に居る人に対する安全対策を実施ください

防火関係	昇降路・壁
小荷物専用昇降機の戸は、平成14年2月18日付国土交通省住宅局建築指導課、日本建築行政会議発行の「昇降機の昇降路の防火区画について」の通りとなります 構造については「エレベータ乗場戸の構造等に関する標準」(JEAS-207)によります	昇降路の壁は難燃材で造り、又は覆って下さい (建築基準法施行令129条の13) (標準は鋼板0.8mm以上です) 但し、防火区画の指定がある場合は防火区画に準じた構造として下さい

\*昇降路関係寸法は建築の倒れ精度をプラスして計画下さい。

改 定 CHANGE	尺度 SCALE	作成日付 DATE	リョーデンリフト Gシリーズ ユニットタイプ 別途依頼工事図 (建築・電気)
	NTS	'08. 7. 31	
	第3角法 3RD ANGLE PROJECTION	D I M I N m m	<b>RE359P509</b> / -
	RYODEN ELEVATOR CONSTRUCTION CO		

1 2 3 4 5 6 7 8